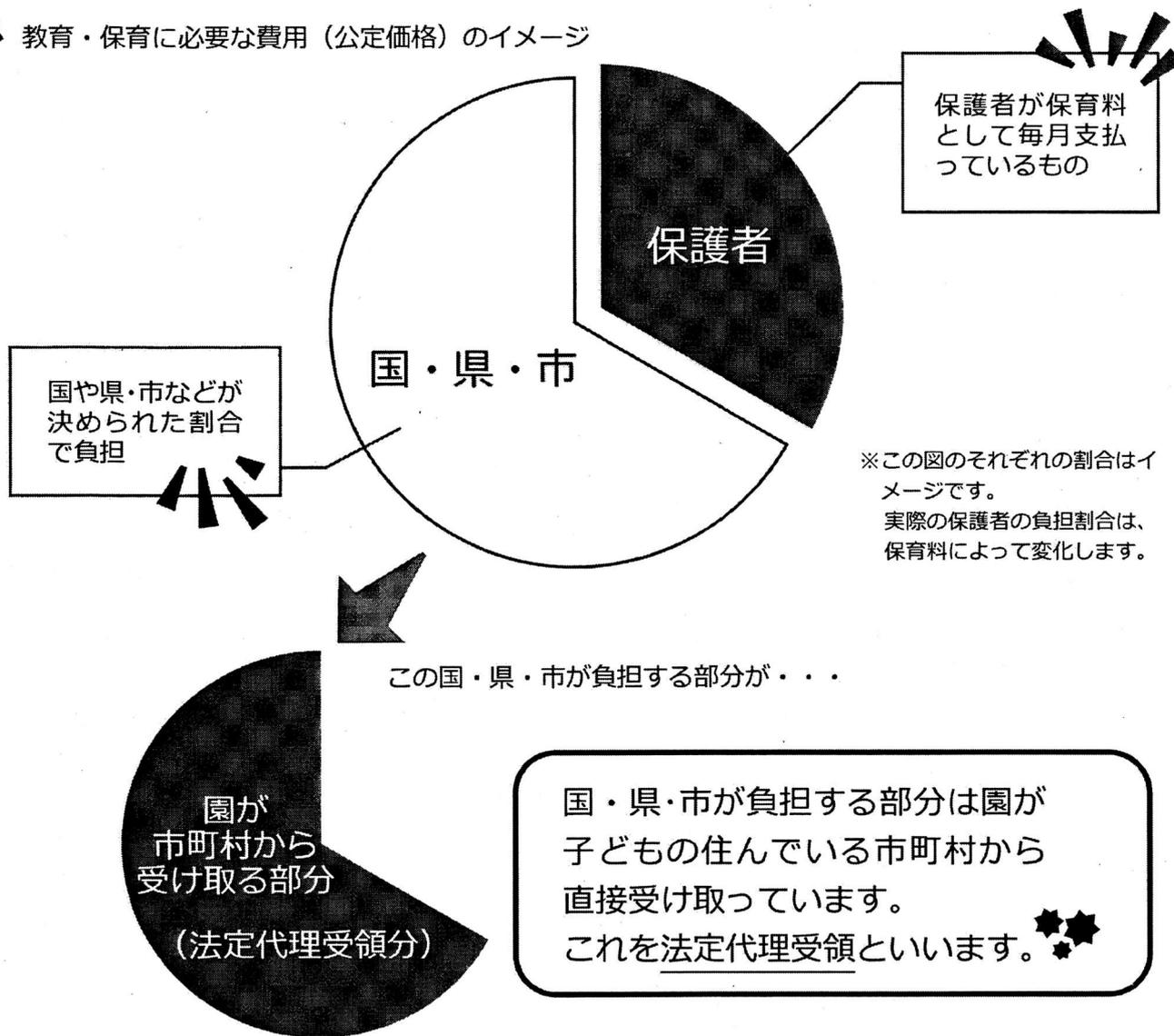


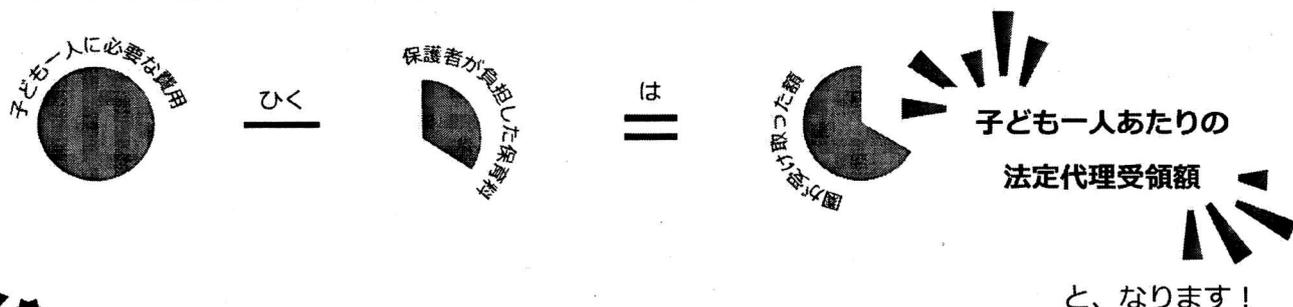
# 教育・保育にかかる費用のしくみ

幼稚園・保育園等に通う子どもたちは、年齢や保育必要時間、園の種類などによって教育・保育に必要であると考えられる費用が決められています。  
その費用は下の図のようになっています。

## 教育・保育に必要な費用（公定価格）のイメージ



## それぞれの子どもにかかった費用のうち、園が受け取った部分を求めるには・・・



令和 5 年 5 月 19 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

あおば保育園 施設長

令和 4 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

本園における令和 4 年度の公定価格の額について、加古川市より、以下の表に記載のとおり通知を受けましたのでお知らせします。

1 年齢別の公定価格の年額

・認定こども園 1 号

	4 歳以上児	3 歳児	満 3 歳児
教育標準時間認定	2,026,880 円	2,224,880 円	2,224,880 円

・認定こども園 2・3 号

	4 歳以上児	3 歳児	1、2 歳児	乳児
保育標準時間認定	1,044,180 円	1,233,460 円	1,714,490 円	2,677,560 円
保育短時間認定	936,360 円	1,125,640 円	1,604,630 円	2,567,710 円

(注) 上記は、年を通じて在籍した子ども一人あたりの公定価格の額です。副食費徴収免除対象者及び年の途中に入退所した子どもについては、実際の公定価格の額とは異なります。

2 法定代理受領の額

法定代理受領の額は、次の算式により計算してください。

法定代理受領の額 = 年齢別の公定価格の年額 - 利用者負担の年額